

権利をまもり、一人ひとりと地域の “あんしん”をささえる

—日常生活自立支援事業の実践事例から—

日常生活自立支援事業（以下、本事業）は、認知症高齢者や障害者などの福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理のサービスとして、平成11年に創設されて以来、本県では6,825名の方にご利用いただきました（平成28年3月末現在）。成年後見制度とともに、判断能力が十分でない方の自己決定を支える制度として、より一層の活用に向けて関係者から期待が寄せられています。

そうした中、本事業の適切な利用に向けて、支援機関との課題共有を目的に、本事業の実践活動をまとめ事例集を作成しました。今回はこの事例集から、多様な課題に対してどのような実践活動が行われているのか事例を紹介し、一人ひとりの“あんしん”をささえるあり方について考えます。

神奈川県における最近の傾向

本事業は、本会および横浜市、川崎市、相模原市の三つの政令指定都市社協を実施主体とし、各市区町村社協が具体的なサービスを提供しています。

本事業のサービスには、福祉サービス利用援助のほか、日常的な金銭管理、書類等預かりなどがあります【別表参照】。

日常的な金銭管理は、福祉サービス利用料の支払いを含むため、特に他の支援機関では関わるのが難しい内容であることから、サービスに対するニーズも高く、相談件数・利用件数とも増加傾向が続いています【3面図参照】。

一方、サービス利用者の状況を見ると、従来、高齢者の割合が半数以上を占めてきましたが、ここ数年は特に精神障害者の利用が増加する傾向が見られます。

利用者の自己決定の尊重と権利擁護の推進

本事業の利用を希望する方には、それぞれ個別のニーズがあり、「日常的な金銭管理サービス」と言っても、その対応内容は様々です。地域での安心した生活を支える上では、本人の意向や自己決定を尊重しながら、判断能力と生活状況をアセスメント

【別表】日常生活自立支援事業の概要

対象	高齢や障害により、日常生活に必要なサービスを利用するための情報入手・理解・判断・意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方で、本事業の契約内容について判断能力を有する方
福祉サービス利用援助	定期的な訪問し、福祉サービスの情報提供や利用の手続きを支援する 福祉サービスの利用または利用をやめる手続き／福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き／日常生活に必要な事務手続き 等
日常的な金銭管理サービス	福祉サービス利用援助の一環として、日常的な金銭管理を支援する 福祉サービス利用料・公共料金・家賃・日用品費等の代金の支払い／年金・福祉手当の受領に必要な手続き／支払いに伴う預金の払い戻し・預金の解約・預け入れ 等
書類預かりサービス	通帳や証書などの重要書類等を貸し金庫で預かる 預金通帳／印章・印鑑証明書・身分証明書・戸籍謄本その他の公的書類文書類／年金証書・権利書・契約書その他の書面類

※相談は無料。サービスの利用にあたっては費用がかかります
※相談支援は「専門員」が、サービス提供は「生活支援員」が担当します
※専門員による面接・調査を踏まえて、契約締結審査会（弁護士・医師・福祉関係者等で構成）にて、本人の判断能力や支援内容の適切さ等を審査し、契約します

し、本人の意向にそって作成した支援計画を契約締結審査会に図った上で実際の支援にあたります。
また、利用者の中には、自身の意思を表現することが苦手な方もいます。そこで本事業を担当する社協の専門員としては、本人の意向をどれだけくみ取れるか、ということが非常に重要になってきます。支援にあ

たっては、本人の価値観を尊重しつつ、表に現れない意思を代弁する関わりや、自己決定を促すための必要な情報提供を行うことも大切なポイントです。利用者の自己決定を最大限に尊重し、適切な支援を通じて権利擁護を図っていくことが、本事業の最も重要な点となっています。

支援者同士の課題共有に向けて～実践事例集の作成

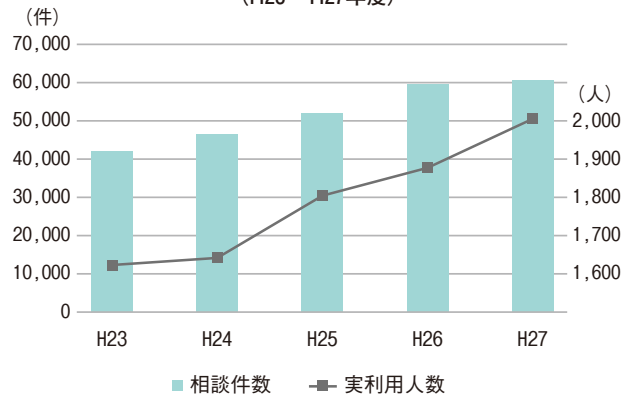
そうした中、本会では、本事業の課題と利用者の権利擁護に向けた適切な支援のあり方を関係機関と共有するため、実践事例集を作成しました。

編集に際しては、30市町村社協から本事業における特徴的な事例を提供していただきました。いずれも利用者の生活状況や相談に至った経過、利用者のニーズとともに、家族や他の支援者が感じている課題を踏まえ、どのような支援目標のもとに支援計画を作成したか、また対応した結果や課題について、生活支援員の視点も踏まえてまとめています。

さらに、利用者や利用者の支援に関わった支援者の、本事業についての感想も掲載しました。

掲載した30事例の対象者別内訳は、高齢者が12事例、知的障害者が10事例、精神障害者が7事例、身体障害者が1事例となっています。

【図】本県の日常生活自立支援事業相談件数・実利用人数の年間推移 (H23～H27年度)



事例
金銭管理の支援を必要とする
高次脳機能障害のあるAさん

「脳出血で入院中の方で、日常生活動作は回復傾向にあるが、高次脳機能障害により計算など数字の理解をすることが困難で、言葉も出づらく、コミュニケーションも難しい。近々退院する予定なので、日常生活自立

事例には、経済的な問題や判断能力の低下により契約の継続が困難になったものの、支援機関との連携の難しかったものがあります。また、本事業が関わったものの、未だ課題の解決に至らず、現在も対応を継続しているものもあります。

支援事業で在宅生活の金銭管理を援助してもらえないか」という相談が当該行政の担当者からありました。

入院先を訪問したところ、Aさん(60歳代・男性)は、長年運送会社のドライバーとして勤務していた方でした。仕事中に脳出血を起こし入院となったそうです。

面会したAさんは、生活に関わる大事なことをとどころ思い出すことができず、金銭管理も難しい様子でした。また、消費者金融への借金があることが分かりました。Aさん自身には、金銭管理がうまくできず、何とかしたいという思いはあったようですが、今後どうするか、本人からのSOSが表出されない状態でした。そこで、本事業によるサービスについて丁寧に説明をすると、その場で「本事業を利用したい」という意向を示し、退院と同時に契約を締結することになりました。

契約にあたっては、Aさんが希望している在宅で生活していく方向で、月に2回訪問する支援計画を立てました。支援開始後には、在宅生活を継続していくために訪問介護サービスの利用につなげました。また、子ども好きのAさんのために、地域の子育てサロンで子どもたちと関わる機会を作りました。

一方、課題であった金銭管理については、契約後に、借金以外にも公

共料金や入院費等の滞納があることが判明したため、それについて本人とともに返済に向けての計画を立て、関係機関への説明を行い、計画に対する了承が得られました。Aさん自身にも変化があったのか、生活費の節約を心掛けるようになりました。

本事業による関わりによって、安定した日常生活を送ることができるようになったことに加え、子育てサロンで子どもたちと触れ合うという地域の方々との接点ができ、Aさん自身の楽しみも増えました。

最近では、自身の意思や考えを短い言葉の中に言い表せるようになったAさん。本事業を利用した感想を次のように語ります。

「いいと思う。ちゃんとお金も間違いないく持つてきてくれるし。支援員さんもいいですよ。優しいし、聞くと答えてくれる。答えてくれないことは無いです」

その後、時間の経過とともに判断能力に低下が見られ、本事業の契約継続が難しくなったAさんは、当該社協の法人後見に移行し、支援が継続されています。

本事例に対しては、当初から支援に関わっていた地域包括支援センターの担当者から「日常生活自立支援事業で、私たちができない部分を援助してくれて助かっています。成年後見制度へつなげるのもスムーズ

でした」という感想も寄せられています。

パンフレット「二人ではむずかしい」をサポートします」を作成

本事業は、この事例のように、判断能力の低下により地域で自立した生活を維持していくことが難しい方に対する支援の一つとして行っていますが、双方の合意が必要な「契約」に基づいているため、判断能力が低下し、契約締結能力を喪失した場合は利用できなくなります。そのため、Aさんの場合は社協の法人後見による成年後見制度への利用につながりましたが、判断能力が低下した方への支援については、本事業の利用がよいのか、成年後見制度の利用の方が望ましいか、本人や家族だけでなく、支援者においても判断が難しい場合があります。

このように「日常生活自立支援事業と成年後見制度、どちらの仕組みを使ったらいいのか」という相談が多く寄せられているため、本会では、支援に関わる関係者が両方の仕組みを比較しながら検討することができ、利用者からの相談により適切に感じられることを目的に、本事業と成年後見制度の特性を見比べやすく整理したパンフレット『一人ではむずかしい』をサポートします』を作成しました。

パンフレットは、市町村社協や行政機関、地域包括支援センター等にも広く配布しています。
 本会ホームページにも掲載していますので、ご活用いただきたいと考えています。



関係機関との協働「あんしん」をささえるために

これまで見てきたAさんの事例では、地域包括支援センターや行政、訪問介護事業者、債務整理に関わる弁護士など、多くの関係者が協働で取り組んでいました。

本人の「あんしん」した暮らしをささえるためには、本事業と様々なサービスや社会資源の連携が必要となります。

今後も関係者の理解をいただきながら、引き続き本事業の適切な実施に努めていきたいと考えています。

(権利擁護推進担当)

ご本人の権利擁護に向けて

弁護士 千木良 正

(本会日常生活自立支援事業 顧問弁護士)



人が地域の中で生活していると様々な問題に出会います。実践事例集で取り上げている利用者の皆さんも、浪費や借金の問題、金銭搾取や虐待被害の問題、家族関係のトラブル、医療上の問題、認知症の進行など、様々な問題を抱えています。

このような問題を抱えると、人は思考が停止してしまい、生きる意欲すら失ってしまいます。そうになると、問題はさらに複雑化し、ますます生きづらくなってしまふという悪循環に陥ってしまいます。特に、認知症や精神障害のある方にとっては、問題への対処は困難となるため、より悪循環に陥りやすいでしょう。

本事業では、利用者の権利擁護を実現するために、利用者の抱える問題に丁寧にかかわり、ひとつずつ問題を整理して、利用者が主体となって解決に向けて取り組むことができるよう支援することを目指しています。

例えば、生活費が足りなくて生活が困難になっているという人の場合、何が原因で生活費が足りないのか、借金があり月々の返済額が多すぎるのか、生活費において不必要な支出があるのか、親族に搾取されているのかなど、課題を整理し、それぞれの課題に対してどのような取り組みが必要なのか、そして本事業ではどのような支援が可能なのか、検討していくことになります。

その結果、借金の整理が必要であると思われる利用者については、法テラスを通じて弁護士など法律専門家につなげるなどしています。また、不必要な支出が多いというのであれば、月々の支出の内訳を吟味し、利用者とともに必要な支出の優先順位を検討するなどして適切な支援計画を策定したりします。親族に搾取

されているというのであれば、行政とも連携を取りながら被害回復を目指すこともあります。実践事例集には、本事業を利用することで課題を整理し、地域の中で安心して生活を送ることができるようになった事例が多数紹介されています。

もちろん、本事業にも限界はあります。例えば、不動産の売却であるとか、高額の預貯金の管理などは、日常生活の範囲を超える支援となるため、本事業の支援の対象外となってしまいます。また、契約を前提とした事業ですので、判断能力がない方であるとか、本人自身が本事業の利用を希望していない場合には、契約を締結することができませんので、本事業による支援はできないことになります。

しかし、社協では、本事業の範囲でできることは何なのかということを考えるだけでなく、権利擁護の担い手として、利用者の生活全般を見渡して、大きな視点で利用者のために何が必要な支援なのかも考えています。例えば、判断能力がないために本事業を利用することができない方であったとしても、行政や地域包括支援センターなどと連携を取りながら、本人の権利擁護のために、成年後見制度につなげる取り組みをしたりしています。

本事業は、成年後見制度と比較すると、市民の認知度の点ではまだまだ低いように思います。しかし、様々な問題を抱えている人にとって、地域で安心して生活を送るためには、極めて有効な事業であると言えます。

身の回りに生きづらさを抱えている人がいる場合には、まずは、お近くの市区町村社協にご相談いただければと思います。